

資料編

1 図書館サービスの歴史

年 月	内 容
昭和21年11月	市役所内に図書館を開館
昭和26年 5月	館外貸出開始
昭和27年 7月	団体貸出開始
昭和30年12月	中央公民館に児童閲覧室を設置
昭和37年11月	中央公民館夏見分館に配本所開設
昭和41年 8月	前原児童ホームに配本所開設
昭和46年 1月	新図書館開館(西図書館)
昭和46年 2月	本とおはなし会開始
昭和46年 9月	複写サービス開始
昭和46年10月	子ども読書会開始
昭和48年 9月	児童文学研究室開設
昭和48年12月	移動図書館開始(28 か所)
昭和49年 1月	習志野台児童ホーム配本所開設
昭和50年10月	緑台社会福祉センター配本所開設
昭和51年 1月	高根台児童ホーム配本所開設
昭和56年 6月	東図書館開館 移動図書館2台(46か所)
昭和58年 4月	電算業務開始 貸出冊数を2冊から3冊へ拡大
昭和58年10月	中央図書館開館
昭和60年10月	小室・丸山公民館図書室オンライン化
昭和61年 4月	貸出冊数を3冊から5冊へ拡大
昭和61年10月	貴重資料の光ディスク化
昭和62年10月	塚田公民館図書室オンライン化
平成元年 4月	水・金曜日開館時間を午後7時まで延長
平成 3年10月	北図書館開館
平成 5年 3月	北図書館が盲人用録音物等発受施設の指定を受ける
平成 5年 4月	北図書館において視聴覚資料(ビデオソフト)貸出開始
平成 5年 6月	北図書館で視覚障害者に録音図書の無料郵送開始
平成 5年12月	日本大学(理工・生産学部)・東邦大学図書館市民利用開始

年 月	内 容
平成10年 2月	西図書館所蔵の錦絵をインターネット化
平成10年10月	高根台公民館図書室オンライン化
平成11年 6月	北図書館においてえほんの会開始
平成12年 7月	中央図書館再開発ビルに移設 海神公民館図書室オンライン化
平成12年10月	図書のリサイクル事業開始
平成13年 4月	日本大学薬学部図書館市民利用開始
平成13年 7月	図書館ホームページ開設(インターネット検索)
平成13年10月	薬田台公民館図書室オンライン化
平成14年 4月	貸出冊数を5冊から10冊へ拡大 土曜日の本とおはなし会開始
平成15年 4月	ブックスタート事業開始(健康増進課補助事業)
平成16年 1月	インターネットからの図書の予約開始 携帯電話からの図書の検索開始
平成16年 4月	休日開館 中央図書館平日夜間開館実施
平成16年 9月	えほんの会全館で開始
平成17年 6月	高齢者・障害者に対する宅配サービス開始
平成17年 9月	雑誌リサイクル開始
平成18年 5月	学校図書館活用推進事業におけるインターネット予約開始 中央図書館にヤングアダルトコーナー設置
平成18年11月	VHSの貸出全館で開始
平成19年 7月	DVDの貸出開始
平成19年11月	リサイクルブックフェア開始
平成20年11月	携帯電話からの図書の予約・貸出期間延長開始 インターネットからの貸出期間延長開始 公民館図書室でのVHS・DVDの予約貸出開始
平成22年 4月	こどものインターネット予約開始
平成23年 2月	坪井公民館図書室オンライン化
平成23年 3月	西図書館は東日本大震災の被害により休館
平成23年10月	西図書館を賃貸ビルにて再開
平成24年 5月	法典公民館図書室オンライン化

2 図書館関係法令等

○図書館法

(昭和25年4月30日 法律第118号)

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

○文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵^{かん}養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵^{かん}養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵^{かん}養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵^{かん}養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵^{かん}養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○船橋市図書館条例

(昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 22 号)

船橋市図書館条例(昭和 45 年船橋市条例第 28 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 市は、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市中央図書館	船橋市本町 4 丁目 38 番 28 号
船橋市東図書館	船橋市習志野台 5 丁目 1 番 1 号
船橋市西図書館	船橋市西船 5 丁目 26 番 25 号
船橋市北図書館	船橋市二和東 5 丁目 26 番 1 号

(入館の制限又は使用の禁止)

第 3 条 教育委員会は、図書館を使用する者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の入館を制限し、又は使用を禁止することができる。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第 4 条 使用者が図書館の建物、附属設備又は図書館資料を損傷したときは、教育委員会の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第 5 条 図書館法第 14 条第 1 項の規定により、船橋市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

○船橋市図書館条例施行規則

(昭和 56 年 3 月 31 日 教育委員会規則第 3 号)

船橋市図書館条例施行規則(昭和 45 年船橋市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、船橋市図書館条例(昭和 56 年船橋市条例第 22 号)の施行に関し、必要な事項を定める。

(開館時間)

第 2 条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分		開館時間
中央図書館	火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで
	土曜日及び日曜日	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
東図書館 西図書館 北図書館	火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
	水曜日及び金曜日	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

(平元教委規則 6・追加、平 3 教委規則 25・平 16 教委規則 1・一部改正)

(休館日)

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 図書整理日 毎月最終木曜日(その日が、休日に当たるときはその前日、前号に掲げる日に当たるときはその前の週の木曜日(その日が休日に当たるときは、その前日))

(4) 特別図書整理期間 年 1 回 14 日以内で教育委員会が定める日

(館内の利用)

第 4 条 図書館資料(以下「図書」という。)を図書館内で利用する者は、館長の指示に従い所定の場所において利用しなければならない。

(館外貸出しの手続)

第5条 図書の館外貸出しは、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者に対して行うものとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、市外に住所を有する者に対しても貸出しをすることができる。

2 図書の館外貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書(第1号様式)により館長の許可を受けるとともに、図書利用券(第2号様式)の交付を受けなければならない。

3 図書利用券の交付を受けた者が、図書の館外貸出しを受けようとするときは、図書利用券により館長に申込まなければならない。

(貸出冊数及び期間)

第6条 図書の貸出冊数は、1人10冊以内とし、貸出期間は14日以内とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、貸出冊数及び貸出期間を別に指定することができる。

(図書利用券等の貸与、譲渡の禁止)

第7条 図書利用券及び貸出しを受けた図書は、他人に貸与又は譲渡することができない。

(届出の義務)

第8条 図書利用券の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく館長に届出なければならない。

(1) 図書利用券を紛失し、又は汚損したとき。

(2) 氏名又は住所を変更したとき。

(館外貸出しの停止)

第9条 館長は、館外貸出しを受けた者が、図書を貸出期間内に返納しなかったとき又は第5条若しくは前条の規定に違反したときは、その者に対して相当の期間貸出しを停止することができる。

(損傷の届出及び賠償)

第10条 使用者は、図書館の施設、設備又は図書を損傷又は紛失したときは、直ちに館長に届出なければならない。

2 館長は、前項の届出により損傷等が認められるときは、現品又は相当の代価を使用者に請求するものとする。

3 賠償の請求を受けた者は、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、賠償を免除し、又は期限を延長することができる。

(団体貸出し)

第11条 図書の団体貸出し(東図書館に限る。以下本条において同じ。)を受けられることのできる団体は、市内の学校、官公署、社会教育団体等で、館長が団体貸出しを適当と認めたものとする。

2 図書の団体貸出しを受けようとする団体の責任者は、図書団体貸出申込書(第3号様式)により館長の許可を受けるとともに、図書団体利用券(第4号様式)の交付を受けなければならない。

3 図書の貸出冊数は1回につき300冊以内とし、貸出期間は90日以内とする。

4 第7条から第9条までの規定は、団体貸出しに準用する。

(配本所の設置)

第 12 条 図書を広く市民の利用に供するため、教育委員会が必要があると認めるときは、公民館その他公共施設等に配本所を設置することができる。

(移動図書館)

第 13 条 教育委員会は、市民の読書活動を推進するため、移動図書館(東図書館に限る。以下本条において同じ。)を設置する。

2 移動図書館のステーションは、館長が定める。

3 第 4 条から第 8 条までの規定は、移動図書館について準用する。この場合において、第 6 条中「14 日以内」とあるのは「貸出しを受けた日から次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(館外貸出しを禁ずる図書)

第 14 条 館長が特に指定した図書は、館外貸出しを行わない。

(図書資料の複写)

第 15 条 図書の複写を依頼しようとする者(以下「複写依頼者」という。)は、複写申込書(第 5 号様式)により館長の許可を受けなければならない。

2 複写依頼者は、複写に要した実費を納めなければならない。

(船橋市図書館協議会の会長及び副会長)

第 16 条 船橋市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の議事)

第 17 条 協議会の会議は、必要のつど会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第 18 条 協議会の庶務は、中央図書館において処理する。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

3 船橋市子どもの読書活動推進計画

目 次

はじめに

「船橋市子どもの読書活動推進計画策定の背景」

「船橋市子どもの読書活動推進計画の体系図」

第1章 船橋市子どもの読書活動推進計画の基本的方針

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の目標
- 3 計画の期間
- 4 推進会議の設置

第2章 計画推進のための施策

1 家庭・地域・図書館における読書活動の推進

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 地域における読書活動の推進
- (3) 図書館における読書活動の推進

2 学校等における読書活動の推進

- (1) 幼稚園や保育園における読書活動の推進
- (2) 学校における読書活動の推進

3 広報・啓発活動の推進

- (1) 「子ども読書の日」等における啓発
- (2) 広報紙・ホームページ等による情報の発信
- (3) 子どもの読書活動推進のための講座等の実施

はじめに

子どもを取巻く社会は大きく変わってきています。会話よりも言葉を省略したメールによるやり取りが増え、遊びの世界でも異年齢の集団遊びではなく会話の必要がないテレビゲームや携帯ゲーム機が普及しています。子どもたちの言葉の力は弱まり、社会に出てから他者とコミュニケーションを深めるような、言葉を用いて生活することが難しくなっています。

このような社会において子どもが人生をより豊かに生きるためには、読書によって他者を思いやる言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身につけていく必要があります。

もともと読書は生きるうえでの道しるべとなるものであり、日々生活をするうえでの智慧となり、また友ともなる、人々にとって欠かすことの出来ない活動です。特に成長期の子どもにとっては、その後の人格形成に深くかかわり、将来の生き方に重要な影響を与えます。

このような観点から、国は、家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力して、子どもの自主的な読書活動の推進を図るために必要な体制の整備に努めています。

そこで本市では、次代の船橋を担う子どもたちの健全育成を願って、「船橋市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進することとしました。

「船橋市子どもの読書活動推進計画策定の背景」

平成13年12月 議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行



平成14年8月 閣議決定「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が公表



平成15年4月 千葉県にて「千葉県子どもの読書活動推進計画」策定・実施

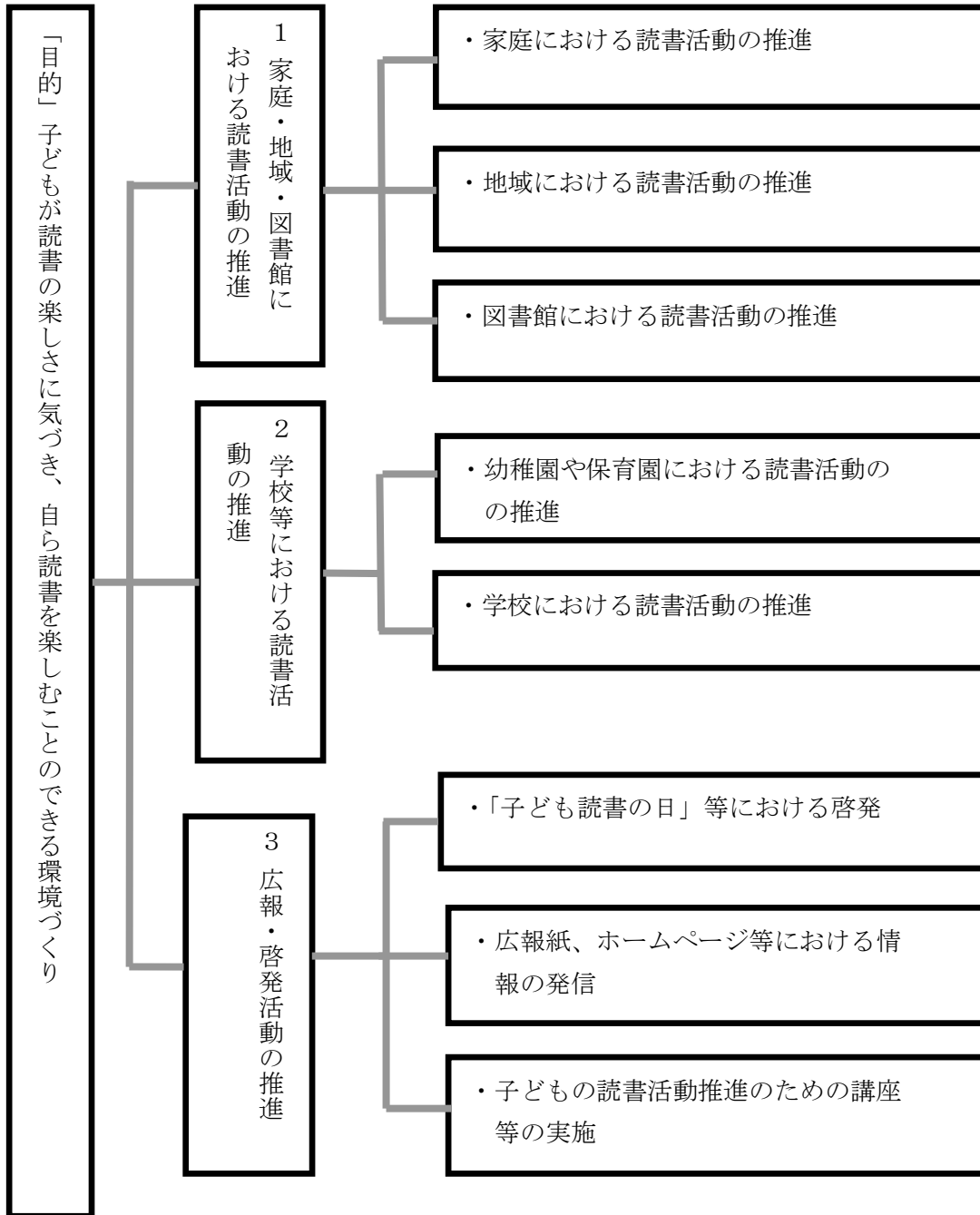


平成20年3月11日 新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定



平成21年4月 船橋市にて「船橋市子どもの読書活動推進計画」策定・実施

「船橋市子どもの読書活動推進計画の体系図」



第1章 船橋市子どもの読書活動推進計画の基本的方針

1 計画策定の目的

乳幼児からの言語環境が、その人の人格形成にまで大きく影響を与えてきます。子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく上で欠くことのできないのが読書活動です。

子どもが読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことのできる環境をみんなで智恵を出し合いながら築くことが必要です。

家庭・地域・学校など社会全体で計画的に環境づくりを推進することを目的として本計画を策定します。

2 計画の目標

本計画の目的を達成するため、次の3つを施策の基本として、子どもの読書活動を総合的に推進します。

- (1) 家庭・地域・図書館が綿密な連携を図り、子どもがいつでもどこでも読書の楽しさや読書にふれる機会を提供し、子どもの読書活動を推進するための環境を整備します。
- (2) 学校等における子どもの読書活動を推進し、子どもの読書に対する興味関心を高め、進んで読書を楽しみ活用できる能力を育てていきます。
- (3) 子どもの読書活動について広報・啓発活動を進め、広く市民の理解を図っていきます。

3 計画の期間

平成21年度から25年度までの5年間

4 推進会議の設置

船橋市子どもの読書活動推進計画を確実にしていくために、船橋市子どもの読書活動推進会議を設置します。

第2章 計画推進のための施策

1 家庭・地域・図書館における読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

出来るだけ早い時期に、全ての子ども*¹に言葉と活字の文化である「本」と出会う機会をつくり、生涯にわたって読書を楽しむきっかけをつくることはとても大切なことです。また、親子が絵本を通してふれ合い、語り合い、親子の絆を深めることとなります。そして、本を読むことで興味や関心、好奇心や創造力が育成され、社会への適応性や親子関係を向上させることにもつながります。

このようなことから、家庭における読書活動の推進を図っていきます。

- ① 講座・研修会等での啓発を図ります。
- ② ブックスタート事業*²を推進します。

① 講座・研修会等での啓発

生涯学習や家庭教育に関する講座・研修会、あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通して、保護者に子どもへの読み聞かせの有効さや読書の重要性をうたえています。

② ブックスタート事業の推進

◇ 4か月児健康相談における絵本とのふれあい事業

今後も4か月児健康相談を活用し、乳児からの健やかな心の発達（親子ふれあい）を目的として絵本を子育ての中に取り入れる支援を継続していきます。

地域の保健センターで行われる4か月児健康相談の機会に、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本等を手渡す運動を実施していきます。また、職員による絵本の読み聞かせのデモンストレーションを行い、絵本を通じて親子がふれあうきっかけづくりをしていきます。

◇ 絵本と出会う・親子ふれあい事業

船橋市は平成14年1月から、全国保健センター連合会「絵本と出会う・親子ふれあいモデル事業」の事業助成を受け、「絵本読んでネコーナー」を各保健センターに設置しました。今後も各保健センターを利用する親子が気軽に絵本と出会い、親子のふれあいができるようにしていきます。

*¹本計画でいう「子ども」はおおむね18歳以下の者をいう。

*²ブックスタート事業：平成15年4月より開始され、出来るだけ早い時期に全ての子どもに言葉と活字の文化である「本」と出会う機会をつくるため実施されている。

(2) 地域における読書活動の推進

- ① 児童ホーム*¹・放課後ルーム*²における読書活動を推進します。
- ② 家庭文庫*³・地域文庫*⁴等における読書活動を推進します。
- ③ 公民館図書室・市民図書室*⁵における読書活動を推進します。

① 児童ホーム・放課後ルームでの読書活動の推進

◇ 児童ホームにおける蔵書の充実

各児童ホームの図書コーナーに、子どもが気軽に本にふれ親しむ機会を提供するために、絵本等の児童図書を備えていきます。

◇ 児童ホームにおける読み聞かせ活動の推進

地域の子育て支援の一環として、乳幼児と保護者を対象とした、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせ活動を実施していきます。

◇ 放課後ルームにおける読書活動の推進

家に帰るまでの時間を有意義に過ごせるよう、子どもたちがルーム内でいつでも本に触れることができる環境の整備に力を入れていきます。また、読書時間を設けたり、放課後ルーム指導員による読み聞かせを行うと共に、図書館の団体貸出の積極的な利用を図っていきます。

② 家庭文庫・地域文庫等における読書活動の推進

「子どもと本の出会い」を活動の柱に、市内では家庭文庫・地域文庫・読み聞かせグループ*⁶が活発に活動してきました。

今後も自宅や公民館等での児童書の貸出や本の紹介、また、保育園・幼稚園や学校・子育て支援センターなどに出向いての「おはなし会」を通して、子どもが読書に親しむ機会を提供し、地域での子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めいきます。

③ 公民館図書室・市民図書室における読書活動の推進

地域に密着した図書室として、公民館図書室や市民図書室の充実を図っていきます。また、オンライン化された公民館図書室*⁷では、図書館の蔵書の貸出や返却窓口として市民サービスに努めていきます。

*¹ 児童ホーム：0歳から18歳の児童が自由に遊べる屋内の児童厚生施設。(市内20施設)

*² 放課後ルーム：保護者の就労等により放課後子どもだけになる小学校1～3年生に、遊びと生活の場を提供する施設。
(市内54施設)

*³ 家庭文庫：自宅に文庫を設置して地域に開放し、読書活動を支援しているグループ。

*⁴ 地域文庫：公民館等の場に文庫を設置して地域に開放し、読書活動をしているグループ。

*⁵ 市民図書室：高根小市民図書室・大穴小市民図書室の2館。

*⁶ 読み聞かせグループ：文庫を有せず、地域で読み聞かせを通して読書活動をしているグループ。

*⁷ オンライン化されている公民館図書室：塚田・丸山・海神・薬円台・高根台・小室の6公民館。

(3) 図書館*¹における読書活動の推進

図書館は、市民が自ら学び考え、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習社会の基盤としての役割を担っています。

また、子どもたちにとって図書館は多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場でもあり、図書館で知りたいことを自主的に調べることは、自ら学び考える機会ともなります。

研修を積んだ児童担当職員*²による読み聞かせやおはなし会、季節にあわせた資料展示などは、子どもが言葉や物語の楽しさにふれ、本に親しむ機会となり、家庭での読書習慣の基礎をつくります。また、保護者や教師・保育士・読み聞かせグループにとっては、豊かな蔵書の中から子どものために本を選んだり、子どもの読書について相談できる場でもあります。

このようなことから図書館では、児童担当職員の育成や資質の向上に努め、子どもたちが本とふれあう場を積極的に提供していくとともに、関係団体*³との連携を図って子どもの読書活動を推進していきます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 資料*⁴やサービスの充実を図ります。② 特別な支援を必要とする子どもへのサービスに努めます。③ 児童担当職員の適正配置と資質の向上を図ります。④ 学校との連携を図ります。⑤ 子ども関連施設への支援を強化します。⑥ 読み聞かせグループや地域・家庭文庫との連携を図ります。 |
|--|

① 図書資料やサービスの充実

◇ 図書館の資料やサービスの充実

図書館は、読書活動に関する専門的な機関として児童室を設置して児童書の収集・整理・保存などの基本的機能を充実させ、児童担当職員による読み聞かせやレファレンス*⁵、読書相談などを通じて積極的に資料の提供に努めていきます。また、子どもが読書に親しむ機会として、おはなし・絵本の読み聞かせ等を通じて本に親しむ機会を積極的に提供していきます。

乳幼児とその保護者に対しては、発達段階にあった絵本の充実に努め、乳幼児向け絵本コーナーを設置していきます。更に、「えほんの会」を開催しわらべうたや手遊び・絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいを深め、言葉と心の育ちを支援していきます。

*¹ 本計画で「図書館」は、図書館法第2条第2項の公立図書館をいう。

*² 児童担当職員：主として図書館児童室の業務を担当し、子ども・保護者・教育関係者等へのサービスにあたる図書館職員。

*³ 関係団体：幼稚園・保育園・学校・文庫・読み聞かせグループ等をいう。

*⁴ 資料：図書館で扱う、本・新聞・映像等をいう。

*⁵ レファレンス：何らかの情報を求めている人に対して、図書館職員が求めている情報又は情報源を提供すること。

*⁶ YA（ヤングアダルト）コーナー：中学生・高校生にあたる年齢を対象とした図書コーナー。

子どもと本に関わる大人への読書案内として、前年度購入した資料を見ることができる児童図書展示会を開催し、資料リストを配布していきます。また、「YA（ヤングアダルト）コーナー」*⁶を設け、図書館から離れがちな世代に積極的にサービスを行っていきます。

◇ 公民館図書室

オンライン化されている公民館図書室では、児童書コーナーを設け、図書館の児童担当職員が、児童書の収集や図書館運営に関するアドバイスをするなどの業務的支援を行い、図書館に来ることが難しい利用者へのサービスの充実に努めていきます。

◇ 移動図書館*¹

東図書館に移動図書館車を備え、来館することが難しい地域を中心としたステーションを巡回し、市民の身近に児童書が届くよう努めていきます。

② 特別な支援を必要とする子どもへのサービス

子どもの特性や興味関心に沿った資料の充実を図るとともに県立図書館と連携し、保護者の読書相談に応じていきます。また、朗読・音訳ボランティアに対して必要な資料の特別貸出を行います。

各図書館では、依頼に応じて特別支援学級・特別支援学校等へのおはなし会を行います。また、日本語以外の言葉を母国語とする子ども向けの資料を収集し、適切な読書案内を行うとともに保護者への読書相談に応じるなど、支援に努めていきます。

③ 児童担当職員の適正配置と資質の向上

子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するために、各図書館において児童担当職員の適正配置に努めるとともに、千葉県や専門機関での研修に参加させるなど資質の向上を図っていきます。

④ 学校との連携

◇ 資料提供の強化

学校からのインターネットでの予約に対応していきます。また、教師からのレファレンスに応じた資料の提供も行い、図書を用いた教育活動への支援を強化していきます。

◇ 来館調べ学習・見学・職場体験の受け入れの充実

児童・生徒の調べ学習等で図書館を有効に活用できるように、担当教諭との情報交換を密にするなど連携を図っていきます。また、職場体験学習の生徒を受け入れ、充実した体験学習が出来るように体制を整えていきます。

◇ 教職員等との連携強化

児童担当職員が、学校図書館の運営に関する相談に応じたり、各種研修会への協力を行っていきます。また、総合教育センターと連携し、初任者研修・図書館体験研修・読み聞かせ研修などを受け入れていきます。

*¹ 移動図書館：来館が困難な利用者を主に対象として、車に図書を積み定期的に地域を巡回して貸出を行うサービス。

◇ 子どもが読書に親しむ機会の充実

市立小学校・特別支援学校の児童に、読書案内として『じどうしつだより』を配布し、図書の利用促進につなげていきます。

また、図書館職員が依頼に応じて学校に出向き、おはなし・絵本の読み聞かせ・ブックトーク*¹を行っていきます。

⑤ 子ども関連施設への援助

◇ 幼稚園・保育園・児童ホーム・放課後ルーム等への援助

資料の特別貸出を行うとともに、来館・出張によるおはなし会・担当者向け研修会などへの講師派遣を行っていきます。

◇ ブックスタート事業への援助

ブックスタート事業の中で、各家庭に配布される絵本を選ぶとともに保健センターへの講師派遣を行っていきます。

⑥ 読み聞かせグループや地域・家庭文庫等との連携

学校や地域で活動している読み聞かせグループや地域・家庭文庫等に対して、おはなし会のプログラムや読み聞かせについての相談に応じるとともに、活動に使用する資料の貸出を行っていきます。

*¹ ブックトーク：グループを対象として、特定のテーマに沿って、本に興味をもてるよう何冊かの本を紹介すること。

2 学校等における読書活動の推進

(1) 幼稚園や保育園における読書活動の推進

幼稚園や保育園のアンケート調査によると、ほとんどの園には園文庫があり、毎日1回以上の読み聞かせが行われており、中には読書ボランティアを入れている園もあります。幼児期に読書に親しませたいという園や保護者の願いが、読書環境整備や読書活動に現れています。これらの取り組みが、子どもたちの読書活動に対する興味や関心を深めています。

- ① 子どもの読書経験を豊かにしていきます。
- ② 絵本やおはなしに親しむ環境整備に努めます。
- ③ 職員の読書指導技術や資質の向上を図ります。
- ④ 家庭での読み聞かせをすすめます。
- ⑤ 地域の図書館・読書ボランティアとの連携を図ります。

① 子どもの読書経験を豊かに

言葉・感性・想像力を培い、将来の読書活動の礎になるよう乳児期から、わらべうた・言葉あそび・絵本・おはなし・詩などに触れる機会を充実させます。

② 絵本やおはなしに親しむ環境整備

子どもの成長や興味・関心に応じた図書の充実を図ります。また、読み聞かせボランティアを積極的に導入して、いつでも子どもの求める本がそばにありゆっくりと楽しめる環境を整えます。

③ 職員の読書指導技術や資質の向上

教諭や保育士を対象に、読み聞かせ、ことばあそび、わらべうたに関する研修を実施し、職員の読書指導技術の向上に努めます。

④ 家庭での読み聞かせ

保護者が絵本を身近に感じ子どもと共に読書に親しむために、絵本の紹介や園の読書活動の案内を掲示物や園だよりを通して知らせていきます。

幼い頃の楽しい絵本との出会いが将来の読書活動につながることや、家庭での読み聞かせの楽しさ、親子の触れ合いの大切さについて保護者の理解や協力が得られるよう情報を発信していきます。

⑤ 地域の図書館・読書ボランティアとの連携

地域の読書ボランティアや図書館職員による読み聞かせやおはなし会に参加し、読書経験を広げるとともに、地域の人々と交流し触れ合う中で、豊かな心を育んでいきます。また、連携により職員研修の機会の充実に努めていきます。

(2) 学校における読書活動の推進

平成18年に実施された第52回全国学校読書調査や船橋市の実態調査から、子ども達は読書に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減っている現状があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要なことです。また、本市では平成17年度に全小学校に図書事務職員*¹が配置され、学校図書館の活用が充実してきています。

今後も学校における読書活動の推進を図っていきます。

- ① 読書指導の校内体制づくりに努めます。
- ② 学校図書館の環境整備に努めます。
- ③ 読書指導の充実に努めます。
- ④ 図書ボランティア*²との連携を図ります。
- ⑤ 学校図書館運営システム*³の整備を進めます。
- ⑥ 学校図書館蔵書の充実に努めます。

① 読書指導の校内体制づくり

子どもの読書活動を推進していく上で、学校の果たすべき役割を一人一人の職員が認識し、全職員が連携・協力して読書指導ができるような校内体制づくりに努めます。

② 学校図書館の環境整備

◇ 蔵書の整備

子どもたちが幅広いジャンルから本を選び、多くの図書に触れる機会が持てるよう、司書教諭や図書主任を中心に選書の充実に努めていきます。また、定期的な蔵書点検を行い、蔵書管理を確かなものにしていきます。

◇ 環境づくり

自由に読書を楽しみくつろげる空間を創出し、温かい雰囲気づくりに心掛けると共に、子どもが本を手に取りやすい配架の仕方や、掲示物の工夫、細かな配慮が行き届いた環境を、子どもたちの意見を参考にしながらつくっていきます。

また、総合的な学習の時間や教科の授業で、学んでいる内容の本を集めた特設コーナーの設置にも力を入れていきます。

*¹図書事務職員：船橋市が学校図書館の蔵書整理や環境整備のために導入した職員。

*²図書ボランティア：保護者や地域の人が、学校図書館の整理や読み聞かせ等の活動を行う。

*³学校図書館運営システム：蔵書管理と図書物流のシステム（H14年度より）

③ 読書指導の充実

◇ 読書習慣の育成

小・中・高等学校の各学校段階において、読書習慣を身につけさせることが大切です。このため「朝の読書」や「読み聞かせ」などを、各学校の実状に合わせて取り組んでいくよう努めます。

また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨したりするなど、学校や家庭における読書習慣が身に付いていくよう促していきます。

◇ 教職員の指導力向上

児童・生徒の自主的な読書活動を推進していくために、読書指導に関する研究協議や先進的な取り組み例の紹介などにより、教職員の指導力の向上を図り、図書室を活用した指導の充実に努めます。

◇ 学習活動の充実

日課表の中に図書館利用を組み入れたり、図書物流で他校や公共図書館から図書を取りよせ、児童生徒の調べ学習などの多様な学習活動を展開していけるように努めます。

④ 図書ボランティア等との連携

図書ボランティア等との連携を図り、学校図書館の環境づくりや児童生徒への読み聞かせ等を進めます。

⑤ 学校図書館運営システムの整備

公共図書館と学校図書館、各学校図書館の間で、図書相互貸し借りのための図書物流も稼働しています。今後、パソコンを使った運営システムの活用を進めるため「簡単マニュアル活用研修」「パソコン操作研修」等を実施します。

⑥ 学校図書館蔵書の充実

手にとってみたくなる魅力ある図書その他、教科や総合的な学習の時間における探究活動に応えられる図書の充実に努めます。

3 広報・啓発活動の推進

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を利用して理解と関心の促進を図ることが大切です。社会全体が読書に関心を持ちながら、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を支えていく必要があります。

- (1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を図ります。
- (2) 広報紙・ホームページ等による情報の発信を進めます。
- (3) 子どもの読書活動推進のための講座等を実施します。

(1) 「子ども読書の日*¹」等における啓発

広く子どもの読書活動について理解と関心を深めるため、学校や図書館を中心として「子ども読書の日」や「読書週間*²」の主旨にふさわしい行事や本の展示等を行います。

(2) 広報紙・ホームページ等による情報の発信

学校や地域・公民館・児童ホーム・図書館等における読書に関する取り組みや行事の情報を広報紙・各種ホームページ・読書に関するパンフレット等を通じて積極的に情報を発信します。

(3) 子どもの読書活動推進のための講座等の実施

家庭教育セミナー*³や各種講座を通じて、地域や学校において子どもの読書の重要性や読み聞かせ方法などについて、子どもに関わる大人向けの講座の開催に努めます。

*¹子ども読書の日：4月23日（子どもの読書活動の推進に関する法律により制定）

*²読書週間：4月23日～5月12日（こどもの読書週間）及び10月27日～11月9日（読書週間）。

*³家庭教育セミナー：公民館と学校PTAが共催で行う大人向け学級講座。

4 船橋市図書館協議会名簿

任期 平成21年7月1日～平成23年6月30日

氏名	選出条項等
菅 徹	学校教育関係者
早川 英俊	学校教育関係者
豊田 常宏	学校教育関係者
川津 敏子	社会教育関係者
会長 藤田 静江	社会教育関係者
別府 英子 (H22.6.23 まで) 別府 暁 (H22.6.24 より)	社会教育関係者
小島 裕美子	家庭教育関係者
副会長 高橋 正名	学識経験者
丹羽 武正	学識経験者
松浦 幸子	学識経験者

任期 平成23年7月1日～平成25年6月30日

氏名	選出条項等
田口 和子	学校教育関係者
前田 哲也	学校教育関係者
竹内 英世	学校教育関係者
副会長 川津 敏子	社会教育関係者
会長 関根 誠治	社会教育関係者
別府 暁	社会教育関係者
小島 裕美子	家庭教育関係者
高橋 正名	学識経験者
森川 鐵朗	学識経験者
須藤 範子	学識経験者

5 図書館サービス推進計画策定過程

日 時	会議名	会議の内容
平成21年 11/19	図書館協議会(第1回)	船橋の図書館のあり方について (説明・討議)
平成22年 2/19	図書館協議会(第2回)	船橋の図書館のあり方について (説明・討議)
4/21	第1回 プロジェクト会議	推進計画策定のスケジュール 推進計画の策定方針 市民意識調査の調査方針検討
4/30	第2回 プロジェクト会議	推進計画策定のスケジュール 推進計画策定に当たっての課題検討 市民意識調査の調査項目検討
5/14	第3回 プロジェクト会議	推進計画策定のスケジュール 市民意識調査の調査項目検討
5/28	第4回 プロジェクト会議	推進計画策定のスケジュール 市民意識調査の調査項目検討
6/18	第5回 プロジェクト会議	推進計画策定のスケジュール確定 市民意識調査の調査項目確定 事業別推進計画の検討
7/1～7/14	市民意識調査実施	7/1発送 7/14締切
7/2	第6回 プロジェクト会議	事業別推進計画の検討 図書館協議会提出資料確認
7/23	図書館協議会(第3回)	推進計画策定のスケジュールの説明 推進計画の概要の説明と意見聴取 市民意識調査の実施状況報告
7/23	第7回 プロジェクト会議	市民意識調査の実施状況報告 事業別推進計画の検討
8/11	第8回 プロジェクト会議	事業別推進計画の検討 市民意識調査の集計方針検討
9/9	第9回 プロジェクト会議	市民意識調査中間報告分析 推進計画の全体構成検討
10/8	第10回 プロジェクト会議	市民意識調査中間報告分析 推進計画案記述内容検討 子ども読書活動推進計画進捗状況報告

10/22	第11回 プロジェクト会議	市民意識調査報告書(第1校)報告 推進計画(案)記述内容検討
11/4	第12回 プロジェクト会議	市民意識調査報告書(第1校)報告 推進計画(案)記述内容検討
11/12	鎌ヶ谷市立図書館視察	公立図書館におけるカウンター業務等委託 の実施状況視察
11/17	中野区立中央図書館視 察	公立図書館におけるカウンター業務等委託 の実施状況視察
11/19	図書館協議会(第4回)	推進計画(案)について説明と意見聴取 市民意識調査報告書について報告
12/9	第13回 プロジェクト会議	推進計画(案)における整備施設数、業務 コスト検討 市民意識調査報告書(第2校)報告
12/16	第14回 プロジェクト会議	推進計画(案)におけるサービス改善項目、整 備施設数、業務コスト検討
12/24	第15回 プロジェクト会議	推進計画(案)における整備施設数、業務 コスト検討
平成23年 1/7	第16回 プロジェクト会議	推進計画(案)における整備施設数、職員 配置数検討 市民意識調査自由回答へのコメント作成
1/14	第17回 プロジェクト会議	推進計画(案)全体構成検討 市民意識調査報告書(第3校)報告
1/20	第18回 プロジェクト会議	推進計画(案)全体構成検討
1/28	第19回 プロジェクト会議	推進計画(案)全体構成検討
2/3	第20回 プロジェクト会議	推進計画(案)全体構成検討 市民意識調査報告書(第3校)最終確認
2/8	第21回 プロジェクト会議	推進計画(案)全体構成検討
2/17	図書館協議会(第5回)	推進計画(案)について説明と意見聴取 市民意識調査報告書について報告
3/2	第22回 プロジェクト会議	図書館協議会意見集約と、最終案取りまと めの方法検討
3/16	第23回 プロジェクト会議	図書館協議会意見集約と、最終案取りまと めの方法検討

6/21	第24回 プロジェクト会議	推進計画施行に向けたスケジュール確認 震災を踏まえた推進計画の見直し
7/6	第25回 プロジェクト会議	震災を踏まえた推進計画の見直し
7/22	図書館協議会(第6回)	推進計画(案)の一部修正について説明
8/5	第26回 プロジェクト会議	推進計画実施業務コスト検討
9/1	第27回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討
9/16	第28回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討 他市の状況調査方法検討 推進計画実施業務コスト検討
10/6	第29回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討
10/12	第30回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討
10/20	図書館協議会(第7回)	推進計画策定スケジュールの変更について説明 推進計画(案)の一部修正について説明
11/8	第31回 プロジェクト会議	推進計画(案)策定経過確認及び、推進計画(案)再構成にあたっての課題抽出
12/6	第32回 プロジェクト会議	推進計画(案)の再構成について検討
12/22	第33回 プロジェクト会議	推進計画(案)の再構成について検討
平成24年 1/12	第34回 プロジェクト会議	推進計画(案)の再構成について検討
1/20	第35回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討
1/27	第36回 プロジェクト会議	推進計画(案)とりまとめ検討
2/16	図書館協議会(第8回)	推進計画(案)の最終案の一部修正について説明

6 図書館サービス推進計画策定プロジェクト職員名簿

検討期間 平成22年4月21日～平成24年3月31日

プロジェクト職員 所属 職名	(任期)
西図書館 館長	(H22.4.21～H23.3.31)
西図書館 館長	(H23.4.1～H24.3.31)
東図書館 館長	(H22.4.21～H23.10.31)
東図書館 奉仕係 主任主事	(H23.11.1～H24.3.31)
北図書館 館長	(H22.4.21～H23.10.31)
北図書館 館長補佐(主幹)	(H23.11.1～H24.3.31)
中央図書館 館長補佐	(H22.4.21～H23.3.31)
中央図書館 館長補佐	(H23.4.1～H24.3.31)
生涯学習部 社会教育課 課長補佐	(H22.4.21～H24.3.31)
生涯学習部 社会教育課 生涯学習班 班長(副主査)	(H22.4.21～H23.3.31)
指導係 主査	(H23.4.1～H23.10.31)
副主幹	(H23.11.1～H24.3.31)
生涯学習部 社会教育課 指導係 主事	(H22.4.21～H23.10.31)
庶務施設係 主任主事	(H23.11.1～H24.3.31)
生涯学習部 社会教育課 社会教育指導員	(H22.4.21～H24.3.31)
管理部 総務課 企画係 主任主事	(H22.4.21～H24.3.31)

船橋市図書館サービス推進計画

平成25年1月発行

船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話 047-436-2892

FAX 047-436-2893